

平成 25 年 6 月 26 日

岡崎市議会議員
新海正春様

岡崎市議会議員
鈴木雅子

発言取消申出書

6 月 10 日の会議における下記の私の発言は、以下の理由により取り消したいから、議会の許可を得たく会議規則第 65 条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言

2013 年 6 月 10 日の本会議における鈴木雅子の一般質問における一部「どうしてもこれは仮設道路周辺だけには見えませんよ。造成予定地全て造成されていますよ。これ、何ですか。仮設道路に必要なものですか。」

理由

さる 6 月 21 日午後 4 時より、面会室にて、日本共産党市議団は、土木部長、都市整備部長、経済振興部長、建築部長から、議会事務局長、議事課長同席の元で、私の行った一般質問の数カ所について、発言取り消しの依頼を受けました。

依頼を受けた中で、「農業振興地域の整備の計画変更について」手続きは適正に行われているとのことでした。私が今年に入って職員から渡されたもしくは、ホームページからダウンロードした「農業振興計画」は平成 21 年度作成のものでそれ以降の書き換えは行われていませんでした。農振法第 13 条 2 項の 1 号には、「農用地区域以外の区域内の土地利用の状況から見て、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること」とあります。今回の岩津地域の土地は大型店舗の誘導です。岡崎市の 2012 年度岡崎市都市マスタープランには、「商業地については、商業販売額が平成 32 年度まで増加するため、若干の不足が予想されますが、中心市街地や鉄道駅周辺での未利用地の活用、土地の高度利用、等により対応可能と考えられます。」とあることから、大型店をあえて建設するための農用地の解除は必要性がありません。

「岩津地区計画は容積誘導型であり大型店を誘致する計画ではない」としてありますが、この地に大型店を誘致することが目的であることは、直前の部長の答弁でも、あきらかですし、都市計画審議会に出された地区計画の目標でも、「商業施設を主体とした土地利用をはかる」としてあります。

「造成予定地がすべては造成されていない」点について、これについては、私自身の事実誤認があり、県はこの道路で区切られた一体を工事用地としています。記載の通り取り消します。

しかし、県が工事を行う道路であるならば仮設道路予定地の造成は県が行わなければなりません。この盛土は西三河土木事務所に尋ねたところ事業者が行ったとのこと。平成24年12月17日に行われたまちづくり条例説明会においても、造成や沈砂地については事業者が説明しています。事業者が行ったのであれば開発許可が必要ですが許可は部長答弁の通り、出されていません。

「西蔵前地区の調整池については、告示された段階でも調整池は計画されていた」とされています。これについては、私の誤認があり「ここに調整池を拡大し」に訂正したいと思います。都市計画法第33条第1項3号「開発区域内の下水道法第2条第1号に規定する下水を有効に排水するとともに、その排出によって開発区域およびその周辺の地域に溢水による被害が生じないような構造および能力で適当に配置されるように設計が定められていること」となっています。部長が答弁されたとおり、この樋管は1年降雨確率の雨、時間雨量18ミリにしか対応していません。

以上の理由から、上記「取り消すべき発言」について発言の取り消しをいたします。

議会におかれましてはよろしくおとりはかりいただきますようお願い致します。